

新規上場申請に係る債券の発行要項

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【有価証券の種類】

【有価証券の発行価額の総額】

新規上場申請に係る債券の発行要項

2022年1月21日

独立行政法人国際協力機構

理事長 北岡伸一

東京都千代田区二番町5番地25

03(5226)9279

財務部財務第一課

国際協力機構債券

第63回国際協力機構債券(10年債) 10,000百万円

第64回国際協力機構債券(20年債) 7,000百万円

計

17,000百万円

【プログラム情報の内容】

公表日	2022年1月20日
発行予定期間	2022年1月21日から2024年1月20日まで
発行残高の上限	該当事項なし

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】 <https://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/announcement/index.html>

【有価証券報告書の提出状況】

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Marketの上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、新規上場申請に係る債券の発行要項（以下「本発行要項」という。）により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 2 TOKYO PRO-BOND Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO-BOND Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 3 東京証券取引所は、本発行要項の内容（本発行要項に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、損害賠償責任その他の一切の責任を負いません。
- 4 本発行要項に基づき独立行政法人国際協力機構が発行する国際協力機構債券は、金融商品取引法第3条に規定される適用除外有価証券に該当します。上記国際協力機構債券に関して、同法第27条の31に規定される特定証券情報は作成されず、本発行要項は特定証券情報を構成しません。

債券内容説明書

2022年1月21日

## 第63・64回国際協力機構債券

証券情報の部

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書 証券情報の部（以下「本証券情報説明書」といいます。）において記載する「第63回国際協力機構債券及び第64回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第32条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条第2号の規定が適用されることから、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報説明書及び債券内容説明書 発行者情報の部（2021年12月10日現在）（以下「発行者情報説明書」といいます。）に対しては、同法第2章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は求められません。
4. 本債券については、金融商品取引法第27条の31に規定される特定証券情報は作成されず、本証券情報説明書は特定証券情報を構成しません。本債券は金融商品取引法第2条第31項に規定される特定投資家以外の投資家にも販売される可能性があります。
5. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しており、発行者情報説明書に掲載しております。
6. 本証券情報説明書及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>）において閲覧可能です。当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、本証券情報説明書に記載されている事項の正確な理解のためには発行者情報説明書をご参照下さい。

本証券情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル  
独立行政法人 国際協力機構  
財務部 財務第一課  
電話番号 東京 03 (5226) 9279

## 目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1 新規発行債券（10年債）	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）	6
3 新規発行債券（20年債）	7
4 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）	11
5 新規発行による手取金の使途	12
6 投資者の情報開示について	12
第二部 参照情報	13
第1 参照書類	14
第2 参照書類の補完情報	14

第一部 証券情報

## 第1 募集要項

### 1. 新規発行債券（10年債）

銘柄	第63回国際協力機構債券	債券の総額	金10,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	2022年1月21日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつける。
利税率	年0.194%	払込期日	2022年1月28日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	2032年1月28日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2022年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。ただし、2031年6月20日の翌日から償還期日までの利息は一括して償還期日に支払う。</p> <p>2. 2031年12月20日の翌日から償還期日までの利息を計算するとき及び半か年に満たない利息を計算するときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 債還期日後は、利息をつけない。但し、債還期日に本債券の償還を怠った場合には、債還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 債還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、2032年1月28日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 債還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

摘要	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&amp;I」という。）</p> <p>本債券について、当機構はR&amp;IからAA+の信用格付を2022年1月21日付で取得している。R&amp;Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&amp;Iの意見である。R&amp;Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&amp;Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&amp;Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。</p> <p>R&amp;Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&amp;Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。</p> <p>一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関するR&amp;Iが公表する情報へのリンク先は、R&amp;Iのホームページ（<a href="https://www.r-i.co.jp/rating/index.html">https://www.r-i.co.jp/rating/index.html</a>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。</p> <p>R&amp;I：電話番号 03-6273-7471</p> <p>(2) S&amp;P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&amp;P」という。）</p> <p>本債券について、当機構はS&amp;PからA+の信用格付を2022年1月21日付で取得している。S&amp;Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&amp;Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&amp;Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。</p> <p>S&amp;Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。</p> <p>S&amp;Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&amp;Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジエンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&amp;Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。</p> <p>S&amp;Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&amp;Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&amp;Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関するS&amp;Pが公表する情報へのリンク先は、S&amp;Pのホームページ（<a href="https://www.spglobal.com/ratings/jp">https://www.spglobal.com/ratings/jp</a>）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（S&amp;Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社）」（<a href="https://disclosure.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/jpcrlist/-/pcr-details/pcr/corporates">https://disclosure.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/jpcrlist/-/pcr-details/pcr/corporates</a>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。</p> <p>S&amp;P：電話番号 03-4550-8000</p>
----	---

摘要	<p>2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>3. 募集の受託会社 (1) JICA 法第 32 条第 8 項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するため必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行いうるものとする。 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の 2022 年 1 月 21 日付第 63 回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>4. 期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から 5 営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>5. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>6. 公告の方法 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に關係する事項であつて、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>7. 債券原簿の公示 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 ③当該請求を行う者が、過去 2 年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。</p>
----	---

摘要	<p>8. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めに違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>10. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA 法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>11. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>12. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
----	--

## 2. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 ※	引受けの条件	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		1. 引受人は、本債券の全額につき、連帶して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。	
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号			
	BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号			
計		—	百万円 10,000		
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所			
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号			

※第63回国際協力機構債券は、POT方式による起債運営のため個々の引受人の引受金額の設定はない。

### 3. 新規発行債券（20年債）

銘柄	第64回国際協力機構債券	債券の総額	金7,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金7,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	2022年1月21日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけるない。
利税率	年0.533%	払込期日	2022年1月28日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	2042年1月28日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2022年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。ただし2041年6月20日の翌日から償還期日までの利息は一括して償還期日に支払う。</p> <p>2. 2041年12月20日の翌日から償還期日までの利息を計算するとき及び半か年に満たない利息を計算するときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 偿還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 債還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、2042年1月28日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 債還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

摘要	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&amp;I」という。）</p> <p>本債券について、当機構はR&amp;IからAA+の信用格付を2022年1月21日付で取得している。R&amp;Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&amp;Iの意見である。R&amp;Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&amp;Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&amp;Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。</p> <p>R&amp;Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&amp;Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。</p> <p>一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関してR&amp;Iが公表する情報へのリンク先は、R&amp;Iのホームページ（<a href="https://www.r-i.co.jp/rating/index.html">https://www.r-i.co.jp/rating/index.html</a>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。</p> <p>R&amp;I：電話番号 03-6273-7471</p> <p>(2) S&amp;P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&amp;P」という。）</p> <p>本債券について、当機構はS&amp;PからA+の信用格付を2022年1月21日付で取得している。S&amp;Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&amp;Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&amp;Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。</p> <p>S&amp;Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。</p> <p>S&amp;Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&amp;Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジエンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&amp;Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。</p> <p>S&amp;Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&amp;Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&amp;Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関してS&amp;Pが公表する情報へのリンク先は、S&amp;Pのホームページ（<a href="https://www.spglobal.com/ratings/jp">https://www.spglobal.com/ratings/jp</a>）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（S&amp;Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社）」（<a href="https://disclosure.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/jpcrlist/-/pcr-details/pcr/corporates">https://disclosure.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/jpcrlist/-/pcr-details/pcr/corporates</a>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。</p> <p>S&amp;P：電話番号 03-4550-8000</p>
----	---

摘要	<p>2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>3. 募集の受託会社 (1) JICA 法第 32 条第 8 項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するため必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行いうるものとする。 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の 2022 年 1 月 21 日付第 64 回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>4. 期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から 5 営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>5. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>6. 公告の方法 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に關係する事項であつて、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>7. 債券原簿の公示 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 ③当該請求を行う者が、過去 2 年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。</p>
----	---

摘要	<p>8. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めに違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>10. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA 法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>11. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「4. 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>12. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
----	--

#### 4. 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	百万円 4,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、連帶して買取引受を行う。
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号	3,000	2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
	計	—	7,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号		

## 5. 新規発行による手取金の使途

### (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
17,000 百万円	66 百万円	16,934 百万円

(注) 上記金額は、第63回国際協力機構債券及び第64回国際協力機構債券の合計金額です。

### (2) 手取金の使途

上記差引手取概算額 16,934 百万円は、全額を JICA 法第13条第1項第2号に定める有償資金協力業務を行なうため必要な所要資金に充当する予定です（但し、石炭火力発電事業への出融資を除きます）。

なお、有償資金協力業務は、外務省が定める中期目標並びにそれに基づき作成される JICA 中期計画及び年度計画に示される JICA の基本方針に従って実施されます。当該基本方針の中では、①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保、②開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進、③普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、④地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築、が重点分野として掲げられています。

また、JICA の有償資金協力業務を含む開発協力は、国際連合及び世界銀行の基準に基づく所得階層を用いて対象となる開発途上国を選定しています。円借款については、所得階層の低い国ほど低金利の融資が受けられる供与条件を適用しています。

上記の点が評価され、当機構が発行する国際協力機構債券（JICA 債）は、国際資本市場協会のフレームワーク（注2）における「ソーシャルボンド」の特性に従った債券である旨のセカンド・オピニオンを、独立した第三者機関である株式会社日本総合研究所より 2016年8月24日付で取得（2017年8月10日付及び2021年6月16日付更新）しています。

同オピニオンでは、「『JICA 債』を SBP が示す4項目に基づきレビューした結果、『JICA 債』は SBP が示す、社会課題への対応を目的とした『ソーシャルボンド』の特性に従うものとして評価する。」との評価がされています。よって、本債券も「ソーシャルボンド」の特性に従った債券となります。

- (注1) 経済開発協力機構（Organisation for Economic Co-operation and Development、OECD）開発援助委員会（Development Assistance Committee、DAC）の定める基準
- (注2) 国際資本市場協会（International Capital Market Association、ICMA）は、2016年6月に、自主的ガイドラインとして、グリーンボンド原則（Green Bond Principles、GBP）及びその付属資料であるソーシャルボンドのガイダンス（SOCIAL BONDS – GUIDANCE FOR ISSUERS）を公表しました。なお、ICMA は2017年6月に同付属資料を改訂した上でソーシャルボンド原則（The Social Bond Principles、SBP、2020年6月及び2021年6月更新）を公表しています。

【参考】セカンド・オピニオン（発行者：株式会社日本総合研究所）

[https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq00001qs7yu-att/Second\\_Opinion.pdf](https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq00001qs7yu-att/Second_Opinion.pdf)

## 6. 投資者の情報開示について

第63回国際協力機構債券及び第64回国際協力機構債券の購入を予定している投資者の名称、投資方針や検討状況、需要額・希望価格及び最終的な購入金額等の情報（個人情報は除く。）については、主幹事であるみずほ証券株式会社、野村證券株式会社、BNPパリバ証券株式会社及び大和証券株式会社に対して投資者より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各主幹事を通じて、必要に応じて当機構に開示、提供及び共有される予定です。

なお、当機構は当該情報について、本債券の募集又は発行に関する目的以外には使用しません。

## 第二部 參 照 情 報

## 第1 参照書類

当機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

以下に掲げる書類については、当機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>) に掲載されています。

「債券内容説明書 発行者情報の部（2021年12月10日現在）」

## 第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての債券内容説明書 発行者情報の部（2021年12月10日現在）（以下「発行者情報説明書」という。）に記載された発行者情報について、発行者情報説明書の作成日以後、本債券内容説明書証券情報の部作成日（2022年1月21日）までの間において、変更及び追記すべき事項は生じておりません。以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての発行者情報説明書に記載の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」について、その全体を一括して記載したものです。なお、発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されておりますが、本債券内容説明書証券情報の部作成日（2022年1月21日）現在においてもその判断に変更はありません。

### 3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

#### (1) 当機構のミッションとビジョン

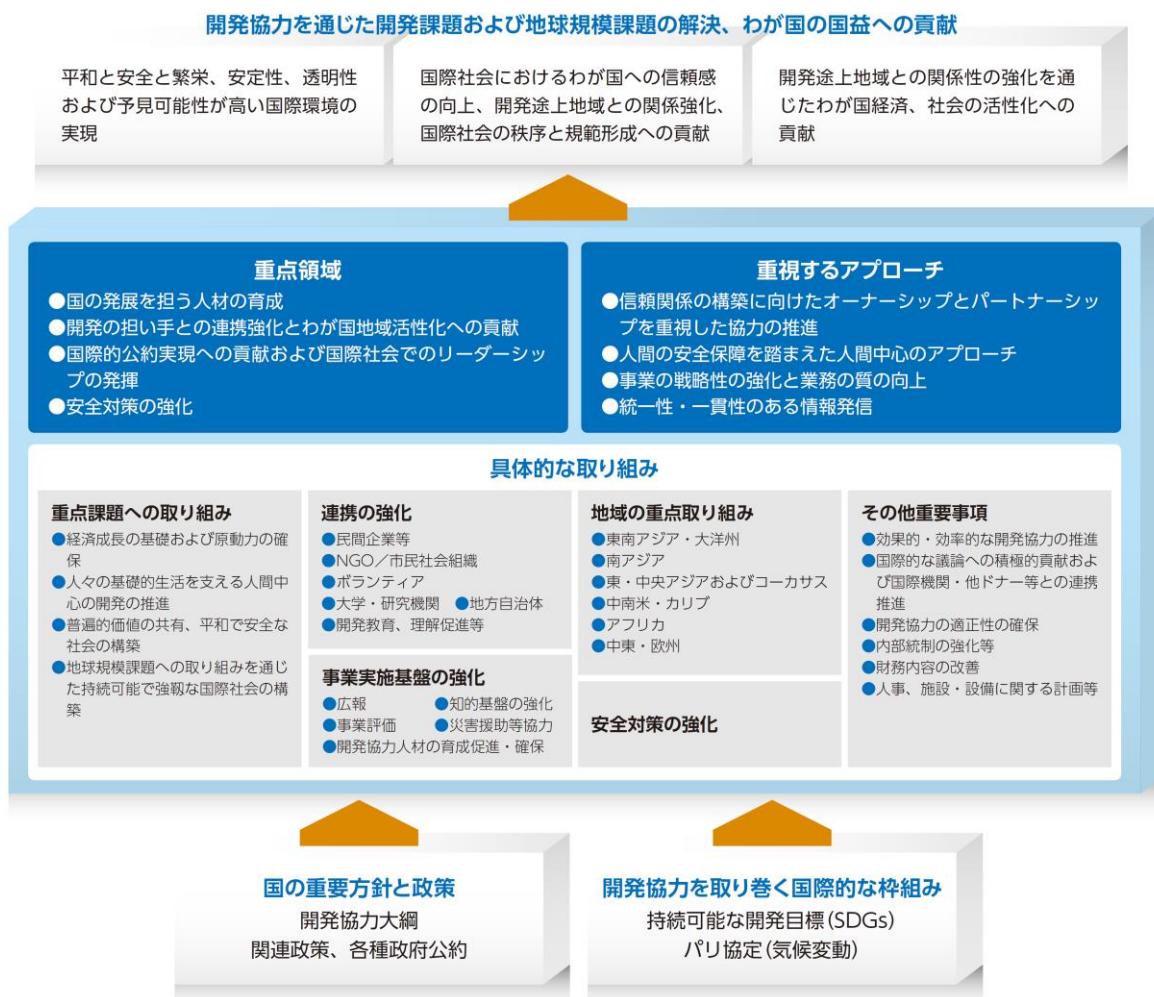
JICA のミッションは、開発協力大綱の下、「人間の安全保障と質の高い成長の実現」です。このミッションのもと、「信頼で世界をつなぐ」をビジョンに掲げ、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぐことを目指します。



## (2) 中期計画

JICAは通則法第30条に則り、5年間のサイクルで定める中期計画に基づき業務運営を行っています。2017年度より開始した第4期中期計画（2017～2021年度）では、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。これらの計画を達成するための取り組みを通じ、JICAは今後も開発課題の解決やわが国の国益への貢献といった国内外から期待されている役割を果たしていきます。

### 第4期中期計画の枠組み



## (3) ODAに関する政策・国際公約の遂行

当機構は、我が国のODAを一元的に行う実施機関として、開発協力大綱を始めとする関連政策、及び国内外の情勢や各種公約を踏まえ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献すべく、効果的な開発協力事業の実施に取り組んでいきます。

### ① ODAに関する主な政策

- ・「開発協力大綱」（2015年2月10日閣議決定）

政府開発援助(ODA)大綱（1992年6月閣議決定、2003年改定）は我が国のODA政策の根幹をなす文書として重要な役割を果たしてきましたが、我が国のODAが更なる進化を遂げるべく政府開発援助(ODA)大綱が改訂され開発協力大綱が閣議決定されました。開発協力大綱では、グローバル化に伴う課題やりスクが増大し、紛争等により脆弱になる国がある一方で、新興国が台頭する等、開発課題が多様化・複

複化・広範化し、開発分野での新興国や民間資金のプレゼンスがますます増大しつつあるなかでの日本の開発協力の方向性が示されています。

#### 「開発協力大綱」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000067688.pdf>

- ・「国家安全保障戦略」(2013年12月17日閣議決定)

同戦略は我が国の国家安全保障に関する基本方針として定められ、国際協調主義に基づく積極的平和主義を推進する手段としてODAを活用し、普遍的価値の追求、地球規模課題の解決等を実践していくことが示されています。

#### 「国家安全保障戦略」

<http://www.cas.go.jp/siryou/131217anzenhoshou.html>

- ・「インフラシステム海外展開戦略2025(令和3年6月改訂版)」(2021年6月)

同戦略は日本経済の成長に向けて新興国等の膨大なインフラ需要を我が国の成長に取りこむために、ODAを含む官民一体となった取組を推進していくことを示した従来の「インフラシステム輸出戦略」を抜本的に見直し、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、今後5年間を見据えた新たな目標を掲げた新戦略です。新戦略の目的は下記3本柱とされています。

- (1) カーボンニュートラル、デジタル変革への対応等を通じた、産業競争力の向上による経済成長の実現
- (2) 展開国の社会課題解決・SDGs達成への貢献
- (3) 質の高いインフラの海外展開の推進を通じた、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等の外交課題への対応

#### 「インフラシステム海外展開戦略2025(令和3年6月改訂版)」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/infra2025.pdf>

### ② ODAに関する国際公約

- ・「持続可能な開発目標(SDGs)」

2015年9月に国連持続可能な開発サミットにおいて、「ミレニアム開発目標(MDGs)」の後継である「持続可能な開発目標(SDGs)」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。MDGsでは、「社会」(教育、保健、ジェンダー平等等)に関するゴールが多くを占めていましたが、SDGsでは、その後顕在化した格差、気候変動、都市問題などの課題の解決を目指し、「誰一人取り残さない」の考え方の下に、「環境」(エネルギー、気候変動、持続可能な生産と消費等)及び「経済」(経済成長・雇用、インフラ・産業等)に関するゴールが追加されており「社会」、「環境」、「経済」の3側面に配慮しつつ、政府、国際機関、市民社会、民間セクター等の連携を一層強化し、持続可能な開発を目指すことが示されています。

#### 「持続可能な開発目標(SDGs)」

[http://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

### (4) 気候変動に対する取り組み

当機構は、SDGsをはじめ、2015年に採択されたパリ協定、金融安定理事会(FSB)が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の2017年の提言、2020年に日本政府が発表した2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえて、気候変動対策の取り組みと発信の強化を重要な課題の一つとしており、日本政府の方針に沿って脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきます。

#### ① ガバナンス

JICAは、「独立行政法人通則法」に従い、主務大臣(JICAの場合は外務大臣等)が定める中期目標を達成するため、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらの計画に基づき業務を実施し

ています。また、JICA では、主務大臣から認可を受ける「業務方法書」に基づき、組織、業務運営及び内部統制に関する重要事項を審議・報告する理事会を設置しています。各年度の終了時と中期計画の終了時には、計画の達成状況・実績を自己評価し、理事会での審議を経て、その結果を主務大臣に提出し、公表しています。また、主務大臣は業務実績を評価し、その結果を JICA に通知し、公表しています。

(詳細は「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府・国家機関等との関係について、③中期目標・中期計画について」ご参照)。

開発途上国向けに当機構が協力する事業については、実施前の事前評価から、実施段階でのモニタリング、事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた事業の開発効果の向上に努めています(詳細は本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-2. 当機構の業務内容、(2) 業務フロー、②プロジェクトの PDCA サイクルと事業評価」ご参照)。

当機構は、気候変動を含む地球環境保全に関する組織全体の方針として「JICA 環境方針」を 2015 年 10 月に策定しています。これに続き、開発途上国向けに JICA が協力する気候変動対策事業に関する戦略を 2021 年 7 月に策定しています。また、上述の「業務方法書」では、「JICA 環境社会配慮のためのガイドライン」(ガイドライン) を指針とし、業務運営を行うものとされています。(詳細は、「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-2. 当機構の業務内容、(2) 業務フロー、③環境社会配慮ガイドライン」ご参照)。

組織体制について、組織全体の環境方針は総務部が担当しています。気候変動対策に対する取組を強化するべく、2010 年に気候変動対策室を設置しています。ガイドラインを担当する部署としては、審査部を設置しています。異議申立に関しては、事業担当部署から独立した機関として異議申立審査役を設置しており、同審査役が申し立ての内容を調査し、直接 JICA 理事長に報告します。引き続き、JICA の環境方針の改定や体制整備を含め、気候変動対策に関するガバナンスのさらなる強化に取り組んでいきます。

## ② 戦略

当機構は、上述の「JICA 環境方針」において、「環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していく」ことを掲げています。それを踏まえ、国際協力を通じた環境対策の推進、環境啓発活動の推進、オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進、環境法規制等の遵守に取り組んでいます。

また、当機構は気候変動対策の取組と発信の強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、2021 年 7 月に策定した気候変動対策事業に関する戦略では、以下を掲げています。

- ・ 開発途上国のパートナーとして、脱炭素社会への移行と気候変動に強靭な社会の構築に向けた協力を推進し、持続的な開発をリードします。
- ・ パリ協定をはじめとする環境／気候関連の多国間条約（生物多様性条約、砂漠化条約、仙台防災枠組）、関連 SDGs 目標、その他関連する日本政府主導のビジョン（大阪ブルー・オーシャン・ビジョン）の達成に向けた貢献を目指します。

具体的なアクションは以下の通りです。

- ・ パリ協定の実施促進のため、開発途上国の気候変動対策の計画策定・実施支援、温室効果ガスインベントリ、透明化枠組強化、気候資金 の導入・活用支援
- ・ エネルギー、都市開発、運輸交通、森林等自然環境保全、農業、環境管理、防災、水資源管理、保健医療等の案件の推進を通じた開発課題の解決と気候変動対策の双方に貢献する、コベネフィット型気候変動対策を推進

エネルギーや農業等の他の課題戦略においても気候変動対策への取組が増え、コベネフィット型気候変動対策(開発途上国の持続可能な開発と気候変動対策のいずれにも貢献する取組)を追求しています。

また、気候変動対策事業の実施にあたっては、JICA は以下を目指します。

- ・ 多様な関係者との連携やファイナンスの動員（民間企業との連携、緑の気候基金（GCF）等の外部資金活用の推進）
- ・ 日本等の知見や技術の活用
- ・ 戰略的な情報発信
- ・ 都市間連携・協力の促進
- ・ 域内連携の促進
- ・ デジタル・トランスフォーメーション（DX）等のイノベーション

### ③ 主な機会とリスク

当機構を取り巻く気候変動関連の主な機会とリスクは下記の通りです。こうした機会を通じて開発途上国における脱炭素社会の実現に向けたさらなる貢献を行っていきます。リスクについて、JICAは、気候変動によるリスクの影響を把握するために、シナリオ分析に今後着手する予定です。また、途上国の移行（トランジション）を支援する戦略についても検討を行っていきます。

主な機会	主なリスク
① 再生可能エネルギー・省エネルギーに関する事業への協力の推進 ② 運輸交通や森林保全等の緩和策に関する事業への協力の推進 ③ 防災や水資源管理等の適応策に関する事業への協力の推進 ④ 緑の気候基金（GCF）からの受託事業の推進 ⑤ 気候変動対策に資する調査・研究の充実	① 開発途上国での自然災害増加によるJICA協力事業への影響（物理的リスク） ② 法規制等の強化や急速な技術の進展等によるJICA協力事業における気候変動の対応コストの増加（移行リスク）

なお、2021年6月に日本政府が決定した「インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）」では、次の通り記されています。JICAとしてもこうした日本政府の方針に従って対応していきます。

「関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギー・マネジメント技術、CCUS／カーボンリサイクル等も含めたCO<sub>2</sub>排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、『脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援』を推進していくことを基本方針とする。その上で、石炭火力発電の輸出については、2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおける首脳コミュニケに基づき、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援等を通じた、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年末までに終了する。」

（「インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）」より抜粋）

「インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）」全文  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/infra2025.pdf>

### ④ リスク管理

当機構は、業務実施の障害となる要因をリスクと定義しています。組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応体制を確保し、リスクの特定・評価を行い、事業を確実に実施しています。各部署・拠点では、毎年度自らの部署・拠点の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクへの対応を検討しています。これらを踏まえ、内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、各リスクへの取組を審議することによつ

て組織的な対応を行っています。また、有償資金協力業務（円借款・海外投融資）については、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を別途設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています（詳細は、「第4 発行者の状況、3. コーポレートガバナンスの状況」をご参照）。

当機構の開発途上国向けの協力事業における環境社会面のリスクについては、環境社会配慮ガイドラインを適用することによって対応しています。同ガイドラインは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程からなります。各工程においては、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を協力相手国等の協力の下で積極的に行ってています。環境レビューにおいては、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性がある事業について、協力相手国等から提出された環境社会配慮文書等に基づき、事業がもたらす可能性のある負の影響を確認しています。負の影響については、回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価しています（詳細は、「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-2. 当機構の業務内容、(2) 業務フロー、③環境社会配慮ガイドライン」をご参照）。

当機構は、協力事業における気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）の特定や評価を行い、案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）」を活用し、全ての協力案件に対して気候リスクの評価を行い、気候変動対策（緩和策・適応策）に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。また、事業の計画立案段階にあたる「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、協力相手国による気候変動への対応や手続きを支援する場合があります。研修事業等の技術協力によって、気候変動対策に関する協力相手国的能力強化を支援します。日本側の支援体制強化のため、JICA内外関係者を対象とした能力強化研修や開発途上国の気候変動への対応に関する情報収集、他機関との情報交換も行っています。

## ⑤ 指標と目標

G7 コーンウォール・サミットにおける日本政府のコミットメントは、①2021年から2025年までの5年間において、官民合わせて6.5兆円相当の気候変動対策に関する支援を実施すること、②気候変動の影響に脆弱な国に対する適応分野の支援を強化することです。その実現に向けて、JICAは毎年1兆円程度（注）の貢献を目指して、協力を進めます。また、当機構は、気候変動によりJICA協力事業及びSDGsを中心とした開発インパクト達成のリスクが高まるとの認識のもと、今後実施する気候変動に関するシナリオ分析を踏まえて、組織の具体的な指標や目標を検討します。それらを活用して温室効果ガス排出量や気候関連のリスク及び機会を評価・管理していきます。その際には、自らの排出のみならず、事業活動に關係する排出を合計した排出量を考慮していきます。

（注1）2021年12月現在での気候変動対策案件の基準に基づくものであり、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）における基準見直し等によっては今後変更される可能性があります。

## ⑥ 実績

当機構は、パリ協定のみならず、SDGsや仙台防災枠組の達成のため、気候変動に関する国際潮流を汲みつつ、開発途上国のパートナーとして各国の気候変動対策に協力しています。当機構の気候変動対策の取り組みは、緩和策と適応策の2つに分けられます。温室効果ガスの排出抑制と吸収増進に資するものが緩和策、気候変動による負の影響に備えるものが適応策です。JICAは、脱炭素社会への移行に向けて、技術協力や資金協力等を用いて、緩和策に資する事業を行っています。また、気候変動に強靭な社会の構築に向けて、緩和策や適応策に資する事業を実施しています。

2020年における気候変動対策分野の協力実績（金額ベース）

	金額（百万円）	割合
気候変動対策分野における JICA の協力総額	930,745	100%
緩和策（低炭素・脱炭素社会に向けた協力等）	515,364	55.4%
適応策（気候変動に強靭な社会づくりへの協力等）	389,999	41.9%
緩和策・適応策横断型（緩和・適応を両方含む包括的な協力）	25,382	2.7%

(注1) 協力実績は、技術協力は対象年における支出額を示し、有償資金協力、無償資金協力は承諾額を示す。

(注2) 2020 年に承諾された協力事業の案件開始前に推計された温室効果ガス排出削減量は 16 百万 t - CO<sub>2</sub> (二酸化炭素トン) /年 (但し、同削減量のうち、インド貨物専用鉄道建設事業 (円借款) が 14.6 百万 t - CO<sub>2</sub>/年を占める)

気候変動に対する具体的な取組み・事業例は、当機構のサステナビリティ・レポートもご参照ください。

「JICA サステナビリティ・レポート」（2021 年 10 月公表）

[https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00000nambl-att/sustainability\\_report.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00000nambl-att/sustainability_report.pdf)

(4) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

## 4. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は2021年9月1日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

### (1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

有償資金協力業務（円借款等）を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなものリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。当機構は、このようにさまざまなものリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応に努めていますが、当該リスクが顕在化した場合は、当機構の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の動向によっては、主に信用リスクの顕在化により当機構の業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

#### ① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府、政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響について、当機構は、2021年度以降は追加の財政出動やワクチン接種拡大により、それぞれの国の状況に応じて各国間の違いは大きいものの、徐々に経済活動が回復していくと想定しております。当該想定は、国際通貨基金（IMF）等の国際機関等が公表する見通しとも整合しております。この想定を基本として、債務者の個別の事情等も勘案し、当半期末における貸倒引当金及び偶発損失引当金を計上しております。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響等により、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて変化する事象等が生じる場合には、債務者区分の変更等を通じて当下半期以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2020年3月に世界銀行及び国際通貨基金（IMF）が一部の開発途上国の流動性のニーズを支援することを目的として、一時的な債務支払猶予を求める書簡を公表し、2020年4月には20か国財務大臣・中央銀行総裁会議及びパリクラブ（主要国債権国会合）において債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）が合意されました。2020年10月～11月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議及び同特別会合において、DSSIに基づく債務支払猶予期間の2021年6月末までの6か月間の延長、及びDSSI後の債務措置に係る共通枠組を合意、さらに2021年4月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議において、DSSIに基づく債務支払猶予期間を2021年12月まで再延長が合意されました。これら同イニシアティブに基づく債務支払猶予は、当機構の利息収入等に影響を与えていました。また、DSSI後の債務措置に係る共通枠組の動向によっては、今後も影響を与える可能性があります。

#### (i) 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を行い、隨時見直しを行っています。

#### (ii) 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権等を適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。JICAでは査定のための内部規程などを整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

#### (iii) 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブ等国際的支援の枠組み（公的債権者固有の債権保全メカニズム）などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

### ② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款等に伴い発生しうる為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

### ③ 流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行等の多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

## (2) その他のリスク

有償資金協力業務では、日本政府の政策に沿って、開発途上地域の経済成長や貧困削減に向け、円借款や海外投融資を通じた協力を行っており、その政策の実現に向けた貢献に伴う、利息収支の低下や附帯する業務の増加が、財政状態に影響を与える可能性があります。

## (3) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

### ① オペレーションリスク

オペレーションリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーションリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーションリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

当機構では、事務にかかるリスクの軽減のために、各プロセスにおける再鑑の徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実及びシステム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長

直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。

また、システムにかかるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。

また、内外の不正等防止のため、コンプライアンスに係るプログラムを作成・推進し、マニュアル等を作成の上、役職員及び関係者のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

上記に加え、経営層によるリスクの把握のために、役員等から委員が構成される「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」をそれぞれ実施しています。「コンプライアンス委員会」ではコンプライアンスの状況及び体制等を確認し、「リスク管理委員会」では、個々のオペレーションリスクの状況を把握し、具体的な方策の検討や審議を行っています。

## ② 日本政府の政策の推進及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また当機構は、通則法、JICA 法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

### (i) 「独立行政法人通則法」の改正について

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、2015 年 4 月 1 日より施行されております。また、同法及び同法の施行に併せて整備された政令・省令に基づき、同年 4 月 1 日付で業務方法書を改定すると共に、内部統制や監事の機能強化に係る規程を整備しました。引き続き、政省令や各種通知を踏まえつつ、当機構として適切に対応する所存です。

### (ii) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について

2009 年 11 月、2010 年 4 月から 5 月、2010 年 11 月に、行政刷新会議による事業仕分けが行われ、2010 年 12 月 7 日には、各独立行政法人が講すべき措置をまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されました。当機構では、本基本方針に沿って事務・事業の見直しを行っており、殆どが措置済となっています。取組状況は、当機構のホームページで公表しています。

[https://www.jica.go.jp/information/info/2017/20171204\\_01.html](https://www.jica.go.jp/information/info/2017/20171204_01.html)

### (iii) 行政事業レビューについて

2018 年度には、運営費交付金で実施している技術協力(開発協力の重点課題)が秋の行政事業レビューの対象となり、予算執行管理問題を受けた再発防止策の実施状況に係る継続的なモニタリングの必要性、コンサルタント選定の競争性の確保及び予算管理の徹底、国益に資する案件選定及び事業評価の実施の観点から国別開発協力方針の迅速な改定等のコメントを得ました。当機構は、本レビューにおけるコメントを真摯に受け止め、引き続き効率的・効果的な事業実施に取組んでいます。

行政事業レビューについては内閣官房行政改革推進本部事務局のホームページで公表されています。

(内閣官房行政改革推進本部事務局)

<http://www.gyoukaku.go.jp/review/aki/H30/2nd/index.html>

### (iv) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013 年 12 月 24 日閣議決定)において、当機構が講すべき措置としては以下 4 項目があげられています。

- ・ 中期目標管理型の法人とする。
- ・ 当機構と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又

- は近接化を進める。
- ・ 政府開発援助の事業が適正かつより効率的に実施されるよう、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を更に強化する。
  - ・ 施設のさらなる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

当機構としては、同閣議決定で講すべき措置とされた事項について、引き続き真摯に対応していく所存です。独立行政法人改革等に関する基本的な方針の取組状況については総務省のホームページで公表されています。

(総務省)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/dokuritu/02gyokan03\\_03000038.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/dokuritu/02gyokan03_03000038.html)

(4) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継した時は、当該承継の時において発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既発債券の残高は以下のとおりです。(2021 年 9 月 30 日時点)

なお、2011 年 4 月 28 日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています。

財投機関債	20,000,000,000 円
-------	------------------